

教委議案第5号

明石市立高等学校学事規則の一部を改正する規則制定の
こと

明石市立高等学校学事規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月14日提出

明石市教育委員会

教育長 北 條 英 幸

明石市立高等学校学事規則の一部を改正する規則

明石市立高等学校学事規則（平成元年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行																		
<p style="text-align: center;"><u>(後見する者)</u></p> <p>第6条 生徒には、<u>後見する者を置かなければならない。</u></p> <p>2 前項の<u>後見する者</u>は、独立の生計を営む者でなければならない。</p> <p>3 校長において不相当と認めたときは、第1項の<u>後見する者</u>を変更させることができる。</p> <p style="text-align: center;">(宣誓等)</p> <p>第7条 入学を許可された生徒は、入学許可の日から10日以内に、宣誓書とともに、保護者及び<u>後見する者</u>が連署した誓約書その他必要な書類を、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者又は<u>後見する者</u>が死亡その他の理由により欠けたときは、速やかにこれに代わる者を定め、前項の規定に準じて誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>第8条～第15条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(成年に達した生徒等に係る読み替え等)</p> <p>第16条 学校に入学しようとする者又は生徒が成年に達した場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、<u>第6条及び第7条第2項の規定は、適用しない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">第2条</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7条</td> <td style="width: 35%; vertical-align: top;"> <u>宣誓書とともに、保護者及び後見する者が連署した誓約書</u> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <u>宣誓書</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	第2条	(略)		第7条	<u>宣誓書とともに、保護者及び後見する者が連署した誓約書</u>	<u>宣誓書</u>	(略)			<p style="text-align: center;"><u>(保証人)</u></p> <p>第6条 生徒には、<u>保証人を立てなければならない。</u></p> <p>2 前項の<u>保証人</u>は、校長の定める地域内に住所を有し、独立の生計を営む者でなければならない。</p> <p>3 校長において不相当と認めたときは、第1項の<u>保証人</u>を変更させることができる。</p> <p style="text-align: center;">(宣誓等)</p> <p>第7条 入学を許可された生徒は、入学許可の日から10日以内に、宣誓書とともに、保護者及び<u>保証人</u>が連署した誓約書その他必要な書類を、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者又は<u>保証人</u>が死亡その他の理由により欠けたときは、速やかにこれに代わる者を定め、前項の規定に準じて誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>第8条～第15条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(成年に達した生徒等に係る読み替え等)</p> <p>第16条 学校に入学しようとする者又は生徒が成年に達した場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">第2条</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	第2条	(略)		<u>(新 設)</u>			(略)		
第2条	(略)																		
第7条	<u>宣誓書とともに、保護者及び後見する者が連署した誓約書</u>	<u>宣誓書</u>																	
(略)																			
第2条	(略)																		
<u>(新 設)</u>																			
(略)																			

以 下 略

以 下 略

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

本案は、民法の改正により保証人の責任の限度を明確にしなけねばならなくなつたことに伴い、保証人を廃止し、新たに法的責任が伴わない「後見する者」を選任させることにするほか、成年に達した生徒に係る保護者及び「後見する者」の誓約を廃止するため規則の一部を改正しようとするもの。